



令和 5 年 6 月 5 日
自動車局車両基準・国際課
審査・リコール課

こどもの見落とし事故を防止するための国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

こどもは身長が低いことから、特に車両の直前やその近辺ではドライバーから見えずらく見落とされるリスクが高まります。このような見落としによる事故を防止するための国際的な安全基準が、我が国の主導のもと成立しましたので、この国際基準を国内に導入することとしました。

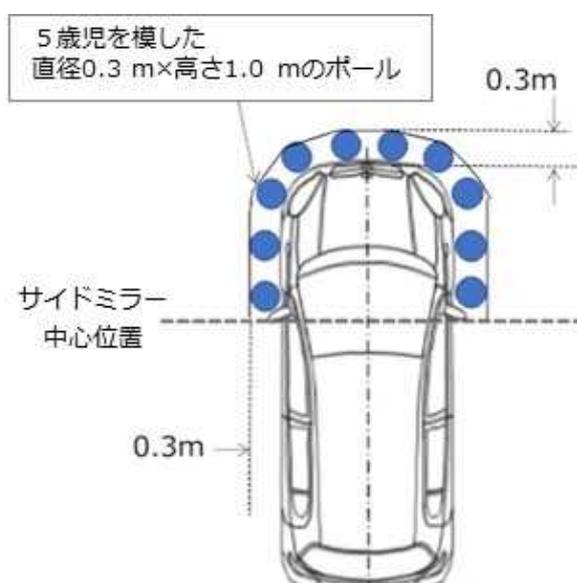
国土交通省では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「直前直左右確認装置に係る協定規則（第166号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第167号）」の制定が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、策定された新国連基準を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該直前直左右確認装置に係る新国連基準は、日本の国内基準をベースとし、我が国の交通安全環境研究所（松井靖浩 首席研究員）が基準策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本がその策定を主導し合意に至ったものです。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、運転者席から死角となる車両の直前及び側面にいるこどもなどの歩行者を確認できるように、鏡やカメラモニタ等の視認装置（既存国内基準適合装置でも可）又はソナー等の検知装置を備えなければならないこととします。

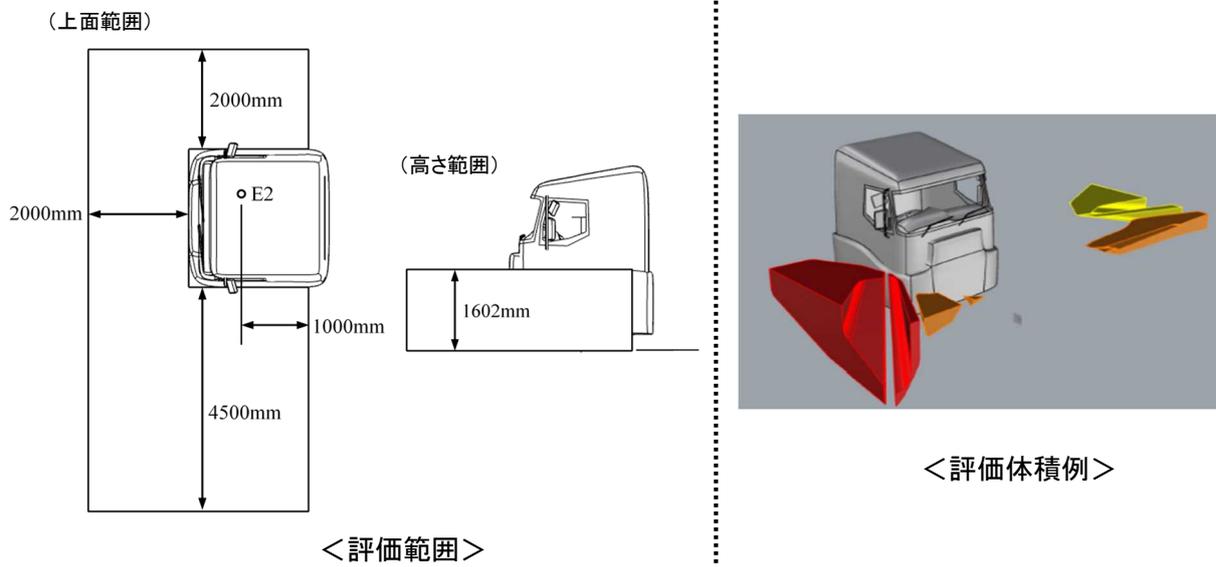


運転者席から直接視によりポールが確認できない範囲について、

- ・鏡またはカメラモニタによる視認装置
- ・ソナー等による検知システム

いずれか又はそれらの組み合わせにより確認ができること。

(2) バスやトラックの大型車の運転視界について、運転者席から『直接』視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、運転者席を設計しなければならないこととします。



	最小体積 (m ³)		
	カテゴリ 1※	カテゴリ 2※	カテゴリ 3※
運転者席側体積	3.4	—	—
前方体積	1.8	1.0	1.0
助手席側体積	2.8	—	—
総体積	11.2	8.0	7.0

※ 車両カテゴリが区分され、市街地走行が想定される構造の車両であるほど規制値が厳しい

<規定値>

2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）6月5日

施行：令和5年（2023年）6月5日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：山村、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福菌、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640